

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市協賛取扱要項の改定

趣旨

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会第2回総務・企画専門委員会で審議した「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市協賛取扱要項」について、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものを「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に変更し、「第79回国民スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ」に、「第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「わたSHIGA輝く障スポ」と、それぞれ変更し、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と変更し、改定するもの。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

大津市協賛取扱要項 新旧対照表

改定前		改定後	
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市協賛取扱要項		わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 大津市協賛取扱要項	
1 趣旨	この要項は、大津市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。	1 趣旨	この要項は、大津市で開催される「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
2 協賛の内容	（1）協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入によるものとする。 （2）協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。	2 協賛の内容	（1）協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入によるものとする。 （2）協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。
3 協賛の実施方法	（1）協賛は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）において受け入る。 （2）協賛の方法は、提供又は貸与とする。 （3）協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。 （4）協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。 （5）協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者	3 協賛の実施方法	（1）協賛は、 <u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会</u> （以「市実行委員会」という。）において受け入れる。 （2）協賛の方法は、提供又は貸与とする。 （3）協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。 （4）協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。 （5）協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者

の負担とする。

の負担とする。

- 4 協賛として受けないもの
- (1) 大会の趣旨に反するもの
 - (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるものの
 - (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
 - (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
 - (6) その他市準備委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、市準備委員会と協議し、市準備委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

- 協賛を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて市準備委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

- 協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

- この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別にこの要項に定めず、別途定めた事項によるものとする。

定める。

定める。

附則

この要項は、令和4年6月24日に施行する。

附則

この要項は、令和4年6月24日に施行する。

附則

この要項は、令和5年2月8日に施行する。

協賛申込書

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
大津市準備委員会 会長様

(申込者)
所在地
名 称
代表者名

大津市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会及び競技別
リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

品目			
規格等			
協賛物品等	単価		
数量		数量	
総額 (相当額)		総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与	<input type="checkbox"/> 貸与
引渡予定年月日	年	月	日
その他			

【個人協賛の場合は、下記にチェックをお願いします】

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市協賛取扱要項」及び
「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。
 同意する

氏名の公表に同意します。
 同意する

[担当者連絡先]
所属名 _____
氏 名 _____
電 話 _____

【個人協賛の場合は、下記にチェックをお願いします】

「わたSHIGA輝く国スポーツ・障スボ」及び「個人協賛にあたっての確認書」
に同意します。
 同意する

氏名の公表に同意します。
 同意する
 同意しない

[担当者連絡先]
所属名 _____
氏 名 _____
電 話 _____

協賛申込書

合和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポーツ・障スボ
大津市実行委員会 会長様

(申込者)
所在地
名 称
代表者名

大津市で開催されるわたSHIGA輝く国スポーツ・障スボ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同
し、下記のとおり協賛します。

記

品目			
規格等			
協賛物品等	単価		
数量		数量	
総額 (相当額)		総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与	<input type="checkbox"/> 貸与
引渡予定年月日	年	月	日
その他			

【個人協賛の場合は、下記にチェックをお願いします】

「わたSHIGA輝く国スポーツ・障スボ」及び「個人協賛にあたっての確認書」
に同意します。
 同意する

氏名の公表に同意します。
 同意する
 同意しない

[担当者連絡先]
所属名 _____
氏 名 _____
電 話 _____

個人協賛にあたっての確認書

個人協賛にあたっての確認書

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）への個人協賛にあたっては、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市協賛取扱要項及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックしたうえでお申し込みをお願いいたします。

1 個人情報の取扱い、

- (1) 「第79回国民スポーツ大会・第79回国民障害者スポーツ大会大津市協賛取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品等並びに市準備委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、市準備委員会と協議のうえ決定します。
- (3) 市準備委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

1 個人情報の取扱い、

- (1) 「わたしがSHIGA輝く国スポーツ・障害者大津市協賛取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品等並びに市準備委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、市準備委員会と協議のうえ決定します。
- (3) 市準備委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに伴う者はその構成ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに伴う者はその構成ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

協賛受領書

合和 年 月 日

様

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
大津市連絡委員会 会長

大津市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会及び競技別
リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

わたしSHIKA輝く国スポーツ協会
大津市連絡委員会 会長

記

品目		品目		
規格等		規格等		
協賛物品等	単価	協賛物品等	単価	
数量	数量	数量	数量	
総額 (相当額)	総額 (相当額)	総額 (相当額)	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与
受領年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
そ の 他				

わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ

大津市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、大津市で開催される「わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他市実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、市実行委員会と協議し、市実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて市実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和4年6月24日に施行する。

附則

この要項は、令和5年2月8日に施行する。

協賛申込書

令和 年 月 日

わたS H I G A輝く国スポ・障スポ

大津市実行委員会 会長 様

(申込者)

所在 地

名 称

代表者名

印

大津市で開催されるわたS H I G A輝く国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与
引渡予定年月日	年	月 日
その他		

【個人協賛の場合は、下記にチェックをお願いします】

○「わたS H I G A輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

同意する

○氏名の公表に同意します。

同意する

同意しない

[担当者連絡先]

所属名

氏 名

電 話

個人協賛にあたっての確認書

わたS H I G A輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、わたS H I G A輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックしたうえでお申し込みをお願いいたします。

1 個人情報の取扱い

- (1) 「わたS H I G A輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品等並びに市実行委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、市実行委員会と協議のうえ決定します。
- (3) 市実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

協賛受領書

令和 年 月 日

様

わたS H I G A輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長

大津市で開催されるわたS H I G A輝く国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与
受領年月日	年	月 日
その他		

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市協賛取扱基準の改定

趣旨

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会第2回総務・企画専門委員会で審議した「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市協賛取扱基準」について、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものを「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に変更し、「第79回国民スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ」に、「第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「わたSHIGA輝く障スポ」と、それぞれ変更し、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と変更し、改定するもの。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

大津市協賛取扱基準 新旧対照表

改定前		改定後																																			
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市協賛取扱基準		わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 大津市協賛取扱基準																																			
<p>1 目的 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市協賛取扱基準第6項に規定する協賛の謝意について、次のとおり定める。</p> <p>2 謝意実施基準 協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。</p>	<p>1 目的 <u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱基準</u> の謝意について、次のとおり定める。</p> <p>2 謝意実施基準 協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協賛者</th> <th>評価額</th> <th>感謝状等</th> <th>対応方法</th> <th>対応者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業・団体等</td> <td>50万円以上</td> <td rowspan="2">感謝状</td> <td rowspan="2">贈呈式</td> <td>会長又は 副会長</td> </tr> <tr> <td>50万円未満 10万円以上</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>10万円未満</td> <td>10万円未満</td> <td>札状</td> <td>郵送</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者	企業・団体等	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は 副会長	50万円未満 10万円以上	事務局長	10万円未満	10万円未満	札状	郵送	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協賛者</th> <th>評価額</th> <th>感謝状等</th> <th>対応方法</th> <th>対応者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業・団体等</td> <td>50万円以上</td> <td rowspan="2">感謝状</td> <td rowspan="2">贈呈式</td> <td>会長又は 副会長</td> </tr> <tr> <td>50万円未満 10万円以上</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>10万円未満</td> <td>10万円未満</td> <td>札状</td> <td>郵送</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者	企業・団体等	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は 副会長	50万円未満 10万円以上	事務局長	10万円未満	10万円未満	札状	郵送	—
協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者																																	
企業・団体等	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は 副会長																																	
	50万円未満 10万円以上			事務局長																																	
10万円未満	10万円未満	札状	郵送	—																																	
協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者																																	
企業・団体等	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は 副会長																																	
	50万円未満 10万円以上			事務局長																																	
10万円未満	10万円未満	札状	郵送	—																																	

3 協賛者名掲載基準

プログラム等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ ジ	プログラム ム又は報告書等	協賛者 の呼称使用
企業・ 団体等	10万円 以上	協賛者ロゴ (バナー)貼付、写真及び 記事掲載	掲載可能物 品には全て可	
	10万円 未満	協賛者名		

4 その他

この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

備考

(1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。

(2) 協賛物品について、市場価格に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容について、別途協議のうえ対応する。

(3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。

(4) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。

(5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動の実施とする。

3 協賛者名掲載基準

プログラム等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ ジ	プログラム ム又は報告書等	協賛者 の呼称使用
企業・ 団体等	10万円 以上	協賛者ロゴ (バナー)貼付、写真及び 記事掲載	掲載可能物 品には全て可	
	10万円 未満	協賛者名		

4 その他

この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

備考

(1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。

(2) 協賛物品について、市場価格に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容について、別途協議のうえ対応する。

(3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。

(4) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。

(5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動の実施とする。

動やCSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に準備委員会に内容確認のうえ使用することとする。

動やCSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に市実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

○○○は、
[わた SHIGA 輝く国スポーツ
わた SHIGA 輝く国スポーツ
わた SHIGA 輝く障スポーツ]

競技を応援しています。
の協賛企業です。
○○競技会を応援しています。
○○競技会の協賛企業です。

競技を応援しています。
の協賛企業です。
○○競技会を応援しています。
○○競技会の協賛企業です。

※市・競技を限定せずに、大会全体を示す呼称は使用できません。

※市・競技を限定せずに、大会全体を示す呼称は使用できません。

【令和4年6月24日 準備委員会第2回総務・企画専門委員会審議】
【令和5年2月8日 実行委員会第1回総務・企画専門委員会審議】

わたS H I G A輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱基準

1 目的

わたS H I G A輝く国スポ・障スポ大津市協賛取扱要項第6項に規定する協賛の謝意について、次のとおり定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・団体等	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	50万円未満 10万円以上		持参	事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	—

3 協賛者名掲載基準

プログラム等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	プログラム又は報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
企業・団体等	10万円以上	協賛者ロゴ(バナー)貼付、写真及び記事掲載	協賛者名	掲載可能物品には全て可	可
	10万円未満	協賛者名			

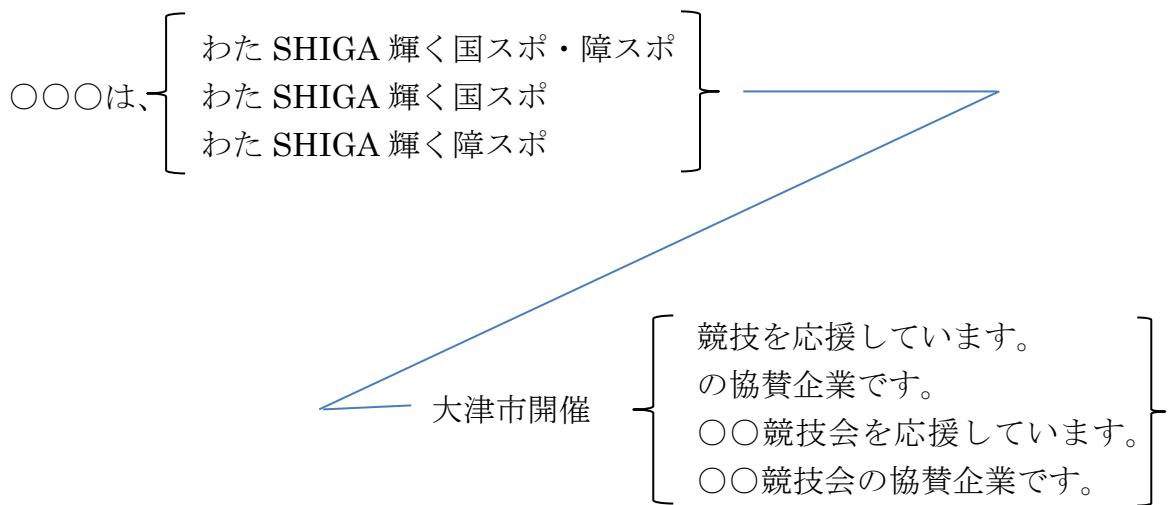
4 その他

この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品については、市場価格に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容について、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。
- (5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動やC S R（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に市実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)



※市・競技を限定せずに、大会全体を示す呼称は使用できません。

わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ大津市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、大津市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品（帽子をいう。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 国スポ

- ア IDカード
- イ 服飾品（帽子及びジャンパー又はベストをいう。）
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配付とすることができるものとする。

(1) 大会役員

(2) 競技会役員

(3) 競技役員

(4) 競技補助員

(5) 競技会係員

(6) 競技会補助員

(7) 選手、監督、大会関係者

(8) 視察員、報道員

(9) その他わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める者

4 着用

配付対象者は、原則として市実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として市実行委員会が指定するものとし、国スポ及びリハーサル大会に従事する競技役員等の識別を図ることができるものとする。

ただし、競技団体及び共催市等が整備する識別用品については、この限りではない。

6 競技団体による整備

競技役員及び競技補助員に配付する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、市実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、市実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 他市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共に実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議の上、定める。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和5年2月8日から施行する。

わたS H I G A輝く国スポ大津市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、「わたS H I G A輝く国スポ」において、わたS H I G A輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、競技会場等の受付案内担当等とし、受付案内担当等が取扱業務及び一時保管を行うものとする。
- (2) 受付案内担当等は、その日の業務終了までに遺失者が判明しない場合は、競技会場等の総務担当等へ引き継ぐものとする。
- (3) 総務担当等は、引き継いだ拾得物を盜難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに市実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、市実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第4号）を貼付して一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）及び遺失物一覧簿（様式第6号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第3号）と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対し、遺失物届出書（様式第5号）の届出番号を伝えるとともに、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第8号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、可能であれば遺失者に電話で確認の上、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金等請求権を取得した場合は、市実行委員会が拾得物返還通知書（様式第9号－1、様式第9号－2、様式第9号－3又は様式第9号－4）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務担当等は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を市実行委員会に引き

継ぐ。ただし、総務担当等は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署へ引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。

- (2) 市実行委員会は、総務担当等から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第10号）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 市実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、申出者に所轄警察署に引き継いだ旨を伝えるとともに、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物及び拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) わたS H I G A 輝く障スポ及びその競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについては、滋賀県が設置したわたS H I G A 輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月8日から施行する。

拾得物受理書

受理日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分										
拾得日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃										
拾得場所											
物 件	現 金	総額		金額内訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
		10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円	
	100 円		50 円		10 円		5 円		1 円		
物品	種類	特徴等(形状・模様・品質等)								点数	
拾得者	氏名	フリガナ			電話	自宅					
	住所	〒				携帯電話					
権利放棄の意思	上記の物件に対する		<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 全ての権利を放棄しません。								
											令和 年 月 日
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 大津市実行委員会 会長 様											
拾得者氏名 (自署)											
氏名等告知の同意			遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意								
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※報労金を受け取るには、氏名及び住所又は電話番号のいずれかを 遺失者に告知する必要があります。								
拾得物返還通知書の希望			拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望								
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合を除き、記入する。								
拾得者の権利			<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権								
備考			上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 大津市実行委員会 会長 取扱担当者氏名 (自署) ※取扱担当者氏名がないものは無効								

※太枠内部分は、原則拾得者に記入していただくこと

拾得物受理書(控え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察から
拾得者様宛に拾得物の通知をすることがあります。

受理日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分										
拾得日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃										
拾得場所											
物 件	現 金	総額		金額内訳							
		金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
		10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
100円		50円		10円		5円		1円			
物 品	種類	特徴等(形状・模様・品質等)								点数	
拾得者	氏名	フリガナ			電話	自宅					
	住所	〒				携帯電話					
権利放棄 の意 思	上記の物件に対する		<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 全ての権利を放棄しません。								
											令和 年 月 日
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 大津市実行委員会 会長 様											
拾得者氏名 (自署)											
氏名等告知の同意			遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意								
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※報労金を受け取るには、氏名及び住所又は電話番号のいずれかを 遺失者に告知する必要があります。								
拾得物返還通知書の希望			拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望								
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合を除き、記入する。								
拾得者の権利			<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 當選権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権								
備考			上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 大津市実行委員会 会長 取扱担当者氏名 (自署) ※取扱担当者氏名がないものは無効								

- 注1 この拾得物受理書（控え）は、大津市実行委員会及び所轄警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取れます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 遺失者がわからないときは、拾得の翌日から起算して7日以内に大津市実行委員会から所轄警察署へ提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。

4 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせてください。

あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、大津市実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。

5 所轄警察署は以下のとおりです。

該当	名 称	郵便番号	所在地	電話番号
<input type="checkbox"/>	大津警察署	520-0806	大津市打出浜12番7号	077-522-1234
<input type="checkbox"/>	大津北警察署	520-0232	大津市真野二丁目20番23号	077-573-1234
<input type="checkbox"/>	甲賀警察署	528-0005	甲賀市水口町水口6026番地	0748-62-4155

様式第4号

拾得物個票		
拾得物 受理番号	第号	
拾得物 受理日	令和 年 月 日	
拾得物 拾得日	令和 年 月 日	
拾得物件	現金	
	物品	
拾得者		
取扱担当者氏名		

遺失物届出書

届出番号		第 号								
届出日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分								
遺失日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃								
遺失場所										
遺失者	住所	〒								
	フリガナ									
	氏名									
	電話	自宅 ()				携帯電話 ()				
物件	現金	総額	金額 内訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円	
			500 円		100 円		50 円		10 円	
			5 円		1 円					
物品	種類	特徴等(形状・模様・品質等)							点数	
備考										
上記の旨について、誤りがないことに同意します。										
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 大津市実行委員会 会長 様							令和 年 月 日			
署名 (自署)										

拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合には、
当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合					
連絡日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分				
返還取扱担当者			拾得物受理番号	第 号	
連絡結果	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に連絡		令和 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に返還		令和 年 月 日 (郵送の場合は着払い)		
	<input type="checkbox"/> 拾得者へ電話連絡		令和 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付		令和 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知希望無し				

競技名(種別)

受理会場

遺失物一覧簿

届出番号	遺失日時	遺失場所	遺失物		受理取扱担当者	備考
			現金	物品		
	月 時 分頃					
	月 時 分頃					
	月 時 分頃					
	月 時 分頃					
	月 時 分頃					
	月 時 分頃					
	月 時 分頃					
	月 時 分頃					

※ 届出番号については、重複した番号とならないよう競技開始日からの通し番号で記載してください。

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾得物件 物 品	現 金	金 _____ 円	
		種 類	特徴等（形状・模様・品質等）

上記の物件を受領しました。

令和 年 月 日

わたS H I G A 輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長 様

住 所 _____

氏 名 _____ (自署)

電 話 _____ (_____)

拾得者に対して、住所・氏名・電話番号を教えることに 同意します。
 同意しません。

返還時本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険証
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)	
返還担当者		

※太枠内部分は、原則遺失者に記入していただくこと

委任状

遺失物の受取を下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____ (自署)

年 月 日

様

わたS H I G A 輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長

拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受付番号 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

遺失者には、速やかにあなたに報労金を支払うよう説明しておりますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので申し添えます。

わたS H I G A 輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会
所 在 地 大津市石場10番53号
電話番号 077-528-2919

年　月　日

様

わたS H I G A 輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長

拾得物返還通知書

年　月　日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号　）は、
年　月　日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利がありますが、氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対してあなたの氏名等を告知いたしません。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

この通知を受けて、遺失者の連絡先を知りたいときは、下記までご連絡ください。

わたS H I G A 輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会
所 在 地 大津市石場10番53号
電話番号 077-528-2919

年　月　日

様

わたS H I G A輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長

拾得物返還通知書

年　月　日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号　）は、
年　月　日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利がありますが、氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対してあなたの氏名等を告知すること及びあなたに対して遺失者の氏名等を告知することはいたしません。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、遺失者にあなたの氏名等を告知し、報労金の支払いを教示しますので、下記までご連絡ください。

わたS H I G A輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会
所 在 地 大津市石場10番53号
電話番号 077-528-2919

年　月　日

様

わたS H I G A輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長

拾得物返還通知書

年　月　日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号　）は、
年　月　日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

わたS H I G A輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会
所 在 地 大津市石場10番53号
電話番号 077-528-2919

警察署長 様

拾得物届出書

年 月 日	住所	大津市石場10番53号
事務所名	わたSHIGA輝く国スボ・障スボ	
代表者名	大津市実行委員会	
会長		
担当者氏名(自筆)		
連絡先	077-528-2919	

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、本市実行委員会は一切の権限を放棄します。

競技名(種別)		受理会場		会場住所	
拾得 受理番号	物件の種類及び特徴等 現金(内訳)	拾得者の氏名・住所等 氏名又は名称	権利等	拾得日時・場所 月 日 時 分	交付日時・場所 月 日 時 分
	合計 円 (金種内訳)	住所又は所在地 (金種内訳)	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 乗権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権	月 日 時 分 場所	月 日 時 分 場所
		電話番号その他連絡先	D	D	D
		氏名等の告知の同意 □有 □無			
合計	円 (金種内訳)	氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 乗権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権	月 日 時 分 場所	月 日 時 分 場所
		電話番号その他連絡先	D	D	D
		氏名等の告知の同意 □有 □無			